

第6章 保護に係る諸手続

1. 建築基準法の適用除外（表 6-01）

高岡市では“高岡市歴史的建築の保存及び活用に関する条例”を定めている。そのため当該建築物への建築基準法の適用にあたっては、特定行政庁（高岡市）が建築審査会への同意を得て「保存建築物」として指定することで、建築基準法の適用を除外することが可能となる。

ただし、建築基準法の適用を除外するのは専ら文化財建造物としての特殊性を考慮するものであり、当該建築物が安全上、防火上、衛生上その他の観点から支障がないと認められたためではないことから、建築基準法の趣旨に沿って、安全上、防火上及び衛生上必要な措置（代替措置）を講じるとともに、適切に管理することが求められる。

表 6-01 高岡市歴史的建築物の保存及び活用に関する条例に基づく手続等

事項	申請者	受理者	手続区分	提出期限	適用	根拠法令
所有者による登録の申請	所有者	市長	登録申請		申請を行おうとする対象建築物の所有者は、保存及び活用に係る計画（以下「保存活用計画」という。）を策定し、市長に提出しなければならない。	第3条第2項
増築等の許可等	現状変更しようとする者	市長	許可申請		保存対象敷地内において増築等しようとする者または保存建築物に関しその形状を変更し、若しくはその保存に影響を及ぼす行為をしようとする者は、あらかじめ、市長の許可を受けなければならない。	第7条第1項
完了検査	現状変更しようとする者	市長	申請	工事が完了した日から4日以内	増築等の許可を受けた者は、当該許可に係る工事を完了したときは、規則で定めるところにより、市長の検査を申請しなければならない。	第8条第1項
所有者の管理義務等	所有者	市長	届出		保存建築物の所有者は、当該保存建築物の管理に関する責任者（以下「保存管理責任者」という。）を選任することができる。 保存管理責任者を選任したときは、保存建築物の所有者は、速やかに、規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。保存管理責任者を解任し、または変更したときも同様とする。	第9条第2項、第3項
記録の作成及び保存	所有者または保存管理責任者	—	—	—	保存建築物の所有者または保存管理責任者は、定期的に当該保存建築物の維持管理の状況に関する記録を作成し、これを保存しなければならない。	第10条
建築物の設計及び工事監理	—	—	—	—	同条例第7条第1項の許可を受けた保存建築物の工事のうち、建築士法（昭和25年法律第202号）第3条第1項、第3条の2第1項または第3条の3第1項に規定する建築物の工事（「適用の除外」）は、それぞれ当該各条に規定する建築士の設計によらなければならない。	第15条第1項
消防長の意見の聴取	市長	消防長	意見聴取	—	同条例第4条第1項の規定による登録、第5条第3項の規定による変更登録または第7条第1項の規定による許可をしようとする場合においては、消防長に意見を聴くことができる。	第16条

2. 現状変更行為の許可等（表 6-02）

「山町筋伝統的建造物群保存地区」（以下、「保存地区」という）内において、次の各号のいずれかに該当する行為を行おうとする者は、高岡市町並み保存・都市景観形成に関する条例（以下、「条例」という）第 30 条第 1 項に基づき、同条例及び規則並びに教育委員会規則で定めるところにより、あらかじめ、市長及び教育委員会の許可を受けなければならない。

- (1) 建築物等の新築、増築、改築、移転または除却
- (2) 建築物等の修繕、模様替えまたは色彩の変更でその外観を変更することとなるもの
- (3) 宅地の造成その他の土地の形質の変更
- (4) 木竹の伐採
- (5) 土石類の採取
- (6) 水面の埋立・干拓

また、市長及び教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、保存地区の保存のために必要な限度において、条例第 30 条第 1 項の規定によってした許可を取り消し、または工事その他の行為の停止を命じ、若しくは相当の期限を定めて、建築物等の改築、移転若しくは除却その他違反を是正するために必要な措置をとることを命ずることができる。

- (1) 条例第 3 章の各規定またはこれに基づく処分に違反した者
- (2) 条例第 3 章の各規定またはこれに基づく処分に違反した工事の注文主若しくは請負人（請負工事の下請人を含む。）または請負契約によらないで自らその工事をしている者若しくはした者
- (3) 同条例第 30 条第 3 項の規定により付した条件に違反している者
- (4) 詐欺その他不正の手段により、同条例第 30 条第 1 項の規定による許可を受けた者

市長及び教育委員会は、前項の規定による処分をし、または必要な措置をとることを命じようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴き、かつ、当該処分または措置を命ずべき者について聴聞を行わなければならない。

3. 「法定外公共物」に係る手続（表 6-03）

本活用計画において、計画区域の一部を構成している水路は高岡市が所有する、河川法（昭和 39 年法律第 167 号）の適用または準用を受けない「法定外公共物」であることから、その使用に当たり、一定の行為に対して所定の手続を行う必要がある。

4. 本計画の内容の変更に係る手続

本計画の内容を変更する場合は、変更後の計画書に変更前の計画書を添えて文化庁の再確認を受ける。

表 6-02 高岡市町並み保存・都市景観形成に関する条例に基づくその他規定

事項	申請者	受理者	手続区分	適用	根拠法令
許可の基準	—	—	—	<p>(1) 行為後の伝統的建造物の位置、規模、形態、意匠または色彩が当該伝統的建造物群の特性を維持していると認められるものであること。</p> <p>(2) 移転後の伝統的建造物の位置及び移転後の状態が当該伝統的建造物群の特性を維持していると認められるものであること。</p> <p>(3) 伝統的建造物の除却後の状態が当該伝統的建造物群の特性を維持していると認められるものであること。</p> <p>(4) 行為後の伝統的建造物以外の建築物等の位置、規模、形態、意匠または色彩が当該保存地区の歴史的風致を著しく損なうものでないこと。</p> <p>(5) 移転後の条例第 30 条第 1 項第 1 号の建築物等の位置及び移転後の状態が当該保存地区の歴史的風致を著しく損なうものでないこと。</p> <p>(6) 条例第 30 条第 1 項第 1 号の建築物等の除却後の状態が当該保存地区の歴史的風致を著しく損なうものでないこと。</p> <p>(7) 条例第 30 条第 1 項第 3 号から第 6 号までに掲げる行為については、それらの行為後の地表面の形状その他の状態が当該保存地区の歴史的風致を著しく損なうものでないこと。</p> <p>(8) 前各号に掲げるもののほか、当該行為後の建築物等または土地の用途等が当該伝統的建造物群の保存または当該保存地区の環境の維持に著しい支障を及ぼすおそれがないものであること。</p>	第 31 条
除外規定	—	—	—	<p>(1) 施行規則第 3 条に規定する地下工作物の新築、増築、改築、移転または除却</p> <p>(2) 施行規則第 3 条に規定する仮設工作物の新築、増築、改築、移転若しくは除却またはその外観を変更することとなる修繕、模様替え若しくは色彩の変更</p> <p>(3) 「保存活用計画」に定められた一定の行為</p> <p>(4) 富山県公安委員会が行う道路標識等の設置または管理に係る行為</p> <p>(5) 一定の木竹の伐採</p> <p>(6) 法令または法令に基づく処分による義務の履行として行う行為</p> <p>(7) 非常災害のため必要な応急処置として行う行為</p>	第 30 条第 2 項 施行規則第 16 条
国の機関等に関する特例	事業実施者	市長及び教育委員会	事前協議	国の機関等が行う行為については、許可を受けることを要しない。	第 32 条
都市計画事業等の特例	事業実施者	市長及び教育委員会	通知	都市計画事業の施行として行う行為、都市公園若しくは都市公園施設、公衆電話施設、電気工作物若しくはガス工作物または水道若しくは下水道の設置または管理に係る行為その他の行為で、規則及び教育委員会規則で定めるものについては、許可の基準を適用しない。	第 33 条

表 6-03 高岡市法定外公共物管理条例に基づく手続

事項	申請者	受理者	手続区分	提出期限	適用	根拠法令
使用等の許可	使用等 (適用欄に 掲げる行為)をしようとする者	市長	許可申請	使用等の前	(1) 建物その他の工作物の新築、改築 または除却 (2) 掘削、盛土その他の形状の変更 (3) 土石その他の産出物の採取 (4) 流水の占用(かんがいその他公共 の用に供する場合を除く) (5) 前各号に掲げるもののほか、本来 の目的以外の使用	第4条
許可の期間	—	—	—	—	原則として3年以内で市長が定める期間。 ただし、市長が特に必要と認めるもの については、2年を上限として延長可能。	第5条
使用者による 許可の更新等	使用者	市長	許可申請	許可期間 満了2月 前まで	許可期間満了後、使用を継続または廃 止あるいは変更する場合。	第6条
管理義務	使用者	市長	届出	法定外公 共物に異 常を認め たとき	許可を受けた法定外公共物に異常を認 めたときは、速やかに市長に届け出て、 その指示に従わなければならない。	第7条第2項
原状回復義務	使用者	市長	検査	許可期間 満了また は使用廃 止後1月 以内	許可期間が満了または使用等を廃止し た時は、法定外公共物を原状に回復し、 市長の検査を受けなければならない。	第8条
使用料の納付	使用者	市長	納付	年度ごと	当該年度における許可期間に係る使用 料を前納しなければならない。	第9条

